

○共同研究における特別貢献手当の支給に関する要項

〔 令和 6 年 9 月 9 日
産学連携担当副学長決定 〕

共同研究における特別貢献手当の支給に関する要項

(趣旨)

- 1 この決定は、国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則（平成 17 年法人規則第 8 号。第 6 項において「本部等職員給与規則」という。）第 49 条の 3 の 2 第 3 項、国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則（平成 17 年法人規則第 13 号。第 6 項において「附属病院職員給与規則」という。）第 43 条の 3 の 2 第 3 項及び国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（平成 17 年法人規則第 18 号。第 6 項において「附属学校職員給与規則」という。）第 39 条の 2 第 3 項の規定に基づき、共同研究における知的貢献費の取扱いに関する要項（令和 6 年 9 月 9 日産学連携担当副学長決定）で定める知的貢献費による特別貢献手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

- 2 特別貢献手当の支給対象となる者は、国立大学法人筑波大学共同研究取扱規程（平成 16 年法人規程第 45 号。第 5 項において「共同研究取扱規程」という。）第 11 条第 1 項第 1 号ウ(7)に規定する直接経費が次の表の算出方法により 700 万円以上となる共同研究であって、同号ウ(7)に規定する知的貢献費を企業等が負担するものの共同研究担当者とする。

共同研究の期間	700 万円以上の算出方法
12 か月以下の期間	1 契約における直接経費の額が 700 万円以上
12 か月を超える期間	1 契約における直接経費の額を共同研究の期間の月数（1 月未満の端数があるときは、これを 1 月とする。）で除して得た額に、12 を乗じ得た額（1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）が 700 万円以上

- (注) 1 契約とは、共同研究における知的貢献費の取扱いに関する要項第 6 項に規定する 1 契約をいう。

(申請)

- 3 特別貢献手当の支給を希望する共同研究担当者は、別に定める様式により学長に申請しなければならない。

(決定)

- 4 特別貢献手当の支給の可否は、前項の申請に基づき学長が決定する。

(手当額)

- 5 特別貢献手当の額は、共同研究取扱規程第 11 条第 1 項第 1 号ウ(7)に規定する知的貢献費の 70 パーセントに相当する額の範囲内とし、学長が決定する。

(支給日)

- 6 特別貢献手当の支給日は、本部等職員給与規則、附属病院職員給与規則又は附属学校職員給与規則で定められた日とする。

附 記

この決定は、令和6年10月1日から実施する。